

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う 経済産業省関係省令の整備に関する省令について

令和 3 年 6 月
特 許 庁

I. 省令の趣旨

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年 6 月 16 日法律第 70 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、経済産業省関係省令について所要の改正を行う。

II. 省令の概要

改正法案による改正前の産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第 66 条において、産業競争力の強化に資する技術分野に属する特許出願又は国際出願について、政令で定める要件に該当する者は、政令（産業競争力強化法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条から第 19 条）で定めるところにより、特許料、審査請求料、国際出願に係る手数料を減免する旨を規定し、下記に記載する各省令において産競法及び施行令の規定を引用している。

今般、改正法において、産競法の減免規定を削除するのに伴い、下記の各省令に残る産競法関連の減免規定を削除することとする。

なお、今回削除する産競法関連の減免規定は、特許法本体に規定されており、減免制度は維持される。

1. 特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）

- ・ 提出書面の省略（第 10 条）
- ・ 審査請求書の様式（第 31 条の 2）
- ・ 特許料納付書の様式（第 69 条）

2. 意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）

1. の規定を準用する手続（第 19 条）

3. 商標法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 13 号）

1. の規定を準用する手続（第 22 条）

4. 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号）

- 国際出願手数料の軽減（第 36 条の 2）

5. 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）

- ・ 産業競争力の強化に資する技術の分野（第 49 条）
- ・ 特許料の軽減等の要件（第 50 条）
- ・ 特許料の軽減申請書の様式（第 51 条）
- ・ 審査請求料の軽減申請書の様式（第 52 条）
- ・ 国際出願に係る手数料軽減申請書の様式（第 53 条）
- ・ 国際出願に係る願書に添付する書面（第 54 条）
- ・ 特許料軽減申請書等の添付書面（第 55 条）
- ・ 特許料軽減申請書等の添付書面の省略（第 56 条）

III. スケジュール

令和 3 年 6 月 16 日（水） 施行